

### 第3章 使用料・手数料

#### 島原地域広域市町村圏組合手数料条例

昭和46年4月30日条例第18号

改正	昭和51年9月17日条例第4号	平成2年3月6日条例第4号
	平成7年3月13日条例第3号	平成9年3月31日条例第3号
	平成12年3月8日条例第1号	平成17年3月28日条例第4号
	平成18年3月22日条例第4号	平成20年1月29日条例第2号
	平成22年10月22日条例第3号	平成26年1月17日条例第1号
	平成26年3月28日条例第2号	平成28年3月29日条例第6号
	平成29年3月24日条例第3号	平成30年3月23日条例第3号
	令和元年8月7日条例第2号	令和6年3月25日条例第4号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく手数料及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づく手数料の徴収については、他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく申請手数料 [別表第1](#)
- (2) 島原地域広域市町村圏組合火災予防条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第20号）の規定に基づく申請手数料 [別表第2](#)
- (3) り災等の証明手数料 [別表第3](#)
- (4) 島原地域広域市町村圏組合の不燃性廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例（昭和48年島原地域広域市町村圏組合条例第3号）の規定に基づく廃棄物の処理手数料 [別表第4](#)
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく申請手数料 [別表第5](#)
- (6) 行政不服審査法の規定に基づく関係資料等の交付手数料 [別表第6](#)

(手数料の徴収時期等)

第3条 手数料は、申請の際申請する者から徴収する。

- 2 既納の手数料は、申請事項を変更又は取り消すことがあつても還付しない。ただし、管理者（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合があつては、審査庁。他の法律において準用する場合があつては、当該法律の規定により

読み替えられたもの。以下同じ。)が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。次条第3号において同じ。)が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(免除)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、第2条第3号及び第6号の手数料は徴収しない。

- (1) 官公署、学校から請求があつたとき。
- (2) 公費の援護を受ける者又は受けようとする者から申請があつたとき。
- (3) その他管理者が手数料を徴収しないことを適当と認めるとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年9月17日条例第4号)

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月6日条例第4号)

この条例は、平成2年5月23日から施行する。

附 則 (平成7年3月13日条例第3号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第3号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の島原地域広域市町村圏組合手数料条例の規定は、施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、この条例の施行前に徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月8日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第4号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月29日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(第5号に係る部分に限る。)の改正規定は、平成20年2月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合の不燃性廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 島原地域広域市町村圏組合の不燃性廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例(昭和48年島原地域広域市町村圏組合条例第3号。以下「廃棄物条例」という。)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(廃棄物処理手数料)

第7条 廃棄物の処理手数料は、島原地域広域市町村圏組合手数料条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第18号)の定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、廃棄物条例第7条の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年10月22日条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の島原地域広域市町村圏組合手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年1月17日条例第1号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の島原地域広域市町村圏組合手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる廃棄物の処理等に係る手数料について適用し、同日前にされた廃棄物の処理等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月28日条例第2号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の島原地域広域市町村圏組合手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月29日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の島原地域広域市町村圏組合手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月7日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の島原地域広域市町村圏組合手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月25日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の島原地域広域市町村圏組合手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条第1号関係)

消防法の規定に基づく申請手数料

手数料を徴収する事務			手数料の額	
(1)	消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査		5,400円	
(2)	消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
		屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円
		イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	指定数量の倍数が100以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が10,000を超えるもの	39,000円
		ロ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		570,000円
ハ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タン	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの		880,000円	

	クのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（二において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（二において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,070,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,200,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,520,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,780,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,070,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,340,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,490,000円	
		ニ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,450,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,720,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,920,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	2,360,000円	

	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,740,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	5,640,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	7,240,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	8,790,000円
ホ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	5,930,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	7,470,000円
	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	10,900,000円
屋内タンク貯蔵所		26,000円
地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000円
	指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000円
簡易タンク貯蔵所		13,000円
移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所並びに航空機及び船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。）		26,000円
積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所		39,000円
屋外貯蔵所		13,000円
給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）		52,000円
屋内給油取扱所		66,000円
第1種販売取扱所		26,000円
第2種販売取扱所		33,000円

		移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。）が15キロメートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。）	21,000円
			危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	87,000円
			危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
		一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円



(3)	<p>消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>製造所</p>	<p>(2)の項に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額</p>
-----	---	------------	--

		<p>貯蔵所</p>	<p>(2)の項に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。))第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。))附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯</p>
--	--	------------	---

			<p>蔵所(以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この項において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合)にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下この項において「11年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下この項において「11年新基準」という。)に適合することとなった場合に</p>
--	--	--	--

			は、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合には、(2)の項のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		取扱所	(2)の項に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
(4)	消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査	製造所	(2)の項に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		貯蔵所	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、(2)の項のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額 ロ その他の貯蔵所にあつては、(2)の項に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		取扱所	(2)の項に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
(4)の2	消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	製造所	(2)の項に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額

		貯蔵所		イ 屋外タンク貯蔵所 にあつては、(2)の項 のイに掲げる屋外タ ンク貯蔵所の区分に 応じ、それぞれ当該 手数料の額の4分の 1の額 ロ その他の貯蔵所に あつては、(2)の項に 掲げる貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ当 該手数料の額の4分 の1の額
		取扱所		(2)の項に掲げる取扱所 の区分に応じ、それぞ れ当該手数料の額の4 分の1の額
(5)	消防法第11条第5 項ただし書きの規 定に基づく危険物 の製造所、貯蔵所 又は取扱所の仮使 用の承認の申請に 対する審査			5,400円
(6)	消防法第11条の2 第1項の規定に基 づく危険物の製造 所、貯蔵所又は取 扱所の設置の許可 に係る完成検査前 検査	イ 水張検査	容量10,000リットル以下 のタンク	6,000円
			容量10,000リットルを超 え1,000,000リットル以 下のタンク	11,000円
			容量1,000,000リットル を超え2,000,000リット ル以下のタンク	15,000円
			容量が2,000,000リット ルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リ ットル又は1,000,000リ ットルに満たない端数 を増すごとに4,400円を 加えた額
		ロ 水圧検査	容量600リットル以下の タンク	6,000円
			容量600リットルを超え 10,000リットル以下のタ ンク	11,000円
容量10,000リットルを超 え20,000リットル以下の タンク	15,000円			

	容量20,000リットルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
ハ 基礎・地盤 検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円
ニ 溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	530,000円

			危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	680,000円
			危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円
			危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵 所	1,410,000円
			危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以 上200,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯 蔵所	1,780,000円
			危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以 上300,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯 蔵所	3,430,000円
			危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以 上400,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯 蔵所	4,190,000円
			危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以 上の特定屋外タンク貯蔵 所	4,800,000円
		ホ 岩盤タンク 検査	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所	9,320,000円
			危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以 上500,000キロリットル 未満の屋外タンク貯蔵所	12,600,000円
			危険物の貯蔵最大数量が 500,000キロリットル以 上の屋外タンク貯蔵所	17,300,000円
(6) の 2	消防法第11条の2 第1項の規定に基 づく製造所、貯蔵 所又は取扱所の位	水張検査		(6)の項のイに掲げるタ ンクの区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の額 と同一の額

	置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	水圧検査		(6)の項のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額
		基礎・地盤検査		(6)の項のハに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		溶接部検査		(6)の項のニに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		岩盤タンク検査		(6)の項のホに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
(7)	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	320,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	460,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	750,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,020,000円
			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,300,000円
			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	3,150,000円
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	3,870,000円



			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	4,460,000円
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	2,690,000円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	3,230,000円
			危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	4,830,000円
	移送取扱所		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	70,000円
			危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額

備考

- この表中の用語の意義及び字句の意味は、消防法及び危険物の規制に関する政令並びに同規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

別表第2 (第2条第2号関係)

島原地域広域市町村圏組合火災予防条例の規定に基づく申請手数料

手数料を徴収する事務		手数料の額 (1基につき)	
島原地域広域市町村圏 組合火災予防条例第47 条の規定に基づく指定 数量未満の危険物タン クの検査	水張検査	6,000円	
	水圧検査	容量が600リットル以 下のタンク	6,000円
		容量が600リットルを 超えるタンク	11,000円
島原地域広域市町村圏 組合火災予防条例第47 条の規定に基づく指定 可燃物タンク	水張検査	容量が10,000リット ル以下のタンク	6,000円
		容量が10,000リット ルを超え1,000,000リ ットル以下のタンク	11,000円
		容量が1,000,000リッ トルを超え2,000,000 リットル以下のタン ク	15,000円
		容量が2,000,000リッ トルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リットル又 は1,000,000リットルに満たない 端数を増すごとに4,400円を加え た額
	水圧検査	容量が600リットル以 下のタンク	6,000円
		容量が600リットルを 超え10,000リットル 以下のタンク	11,000円
		容量が10,000リット ルを超え20,000リッ トル以下のタンク	15,000円
		容量が20,000リット ルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は 10,000リットルに満たない端数 を増すごとに4,400円を加えた額

別表第3 (第2条第3号関係)

り災等の証明手数料

手数料を徴収する事務	手 数 料 の 額
火災によるり災証明	1件につき 200円
落雷事故によるり災証明	1件につき 200円
消防訓練実施証明	1件につき 200円
救急車搬送証明	1件につき 200円
その他の証明	1件につき 200円

**別表第4** (第2条第4号関係)

島原地域広域市町村圏組合の不燃性廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の規定に基づく廃棄物の処理手数料

手数料を徴収する事務	手 数 料 の 額
家庭から排出された廃棄物の処理	1,000キログラム当たり 3,810円
事業活動により生じた廃棄物の処理	1,000キログラム当たり 7,620円
廃棄物の埋立処分	1,000キログラム当たり 1,500円

備考 上記により算定した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

**別表第5** (第2条第5号関係)

介護保険法の規定に基づく申請手数料

手数料を徴収する事務	手 数 料 の 額
介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	12,000円
介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新申請に対する審査	8,000円
介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	12,000円
介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新申請に対する審査	8,000円
介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	4,000円
介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新申請に対する審査	2,000円
介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	12,000円

介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新申請に対する審査	8,000円
介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業に係る指定事業者の指定の申請に対する審査	4,000円
介護保険法第115条の45の6第1項の規定に基づく第1号事業に係る指定事業者の指定の更新申請に対する審査	2,000円

**別表第6**（第2条第6号関係）

行政不服審査法の規定に基づく関係資料等の交付手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う書面等の写し又は電磁的記録に記載された事項を記載した書面等の交付	1枚（片面）につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、1枚（片面）につき20円）
行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う書面等の写し又は電磁的記録に記載された事項を記載した書面等の交付	